

## 共済契約者貸付の延滞利子免除申請書

令和6年能登半島地震に伴う災害により被災したため、被災証明書（写）又は罹災証明書（写）を添付のうえ共済契約者貸付の延滞利子免除を申請します。なお、申請書の記載事項が事実と相違した場合は、延滞利子免除申請を取り消されても異議はありません。

共済契約者番号 \_\_\_\_\_ 生年月日 ①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 (連絡先) \_\_\_\_\_

電 話 番 号 (緊急連絡先) \_\_\_\_\_

フリガナ

共済契約者名 \_\_\_\_\_

注) 償還・お借換の手続きの際には、一旦、延滞利子をご負担いただく場合がございますので、ご了承ください。  
お預かりしました延滞利子につきましては、後日、小規模企業共済の掛金引落口座へご返還させていただきます。  
なお、返還口座を確認させていただく場合がございますので、その際は、機構から連絡させていただきます。